ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例（案）

ニセコ町普通河川管理条例（平成12年ニセコ町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める

第9条　普通河川に排出できる汚水量は、1日につき50立方メートルまでとする。ただし、普通河川管理者と事前に協議し、必要と認めたものについては、この限りでない

第9条第2項中「届出」を「協議」に改める

附　則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

　※今回の改正は、ニセコ町課設置条例の改正において、景観条例等の景観対策事務が建設課の所管となったこと、また都市計画法において定められている都市計画に関することに景観条例における景観対策が該当することから改正するものである。